

東京都帰宅困難者対策条例について

東京都総務局 総合防災部
事業調整担当課長
森永 健二

3. 11の状況

**首都圏で約515万人、都内で約352万人
の帰宅困難者が発生(内閣府推計)**



3. 11当日の品川駅付近の道路



**3. 11当日の都庁の様子
(約5,000人の帰宅困難者を受入れ)**

3. 11の状況

- ▶ 首都圏では**鉄道**の多くが**運行を停止**、**道路は大渋滞**
- ▶ 輻輳により**携帯電話**がほとんど使えず、**安否確認**ができなかった
- ▶ **多くの帰宅困難者が発生**
- ▶ **社会の混乱**

発災から72時間とは

- 災害発生から72時間は、救命救助活動に専念
- しかし、帰宅困難者が一斉に帰宅しようとする
 - 大渋滞により救急車などが到着できず、救命救助活動の阻害に
 - 帰宅困難者が二次災害に遭う危険

<3. 11の教訓>

大規模地震発生の際は、むやみに移動を開始せず、職場や安全な場所に留まることが重要

帰宅困難とは

- 「自宅が遠隔なため、帰宅をあきらめる人々や、一旦徒歩で帰宅を開始したものの途中で帰宅が困難となり、保護が必要になる人々

(東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書(東京都・1997))

- 一日の鉄道利用者数 約4,000万人
- 日常的な鉄道利用者 約950万人
- 定期利用者の約40%がJRを利用
- 通学・通勤の平均時間68分

帰宅困難とは

混雑度 ランク	混雑状況 [()内は混雑度(人/㎡)]	混雑度 (人/㎡)	歩行速度 (km/h)
A	群集なだれが引き起こされる(7.2) ^{*1}	6～	～0.4
	ラッシュアワーの満員電車の状態(6.0-6.5) ^{*3}		
	ラッシュアワーの駅の改札口付近(6.0-6.5) ^{*3}		
B	ラッシュアワーの駅の階段周辺(5.5-6.0) ^{*3}	5.25～6	0.4～1
	危険性を伴う群集の圧力と心理的ストレスが大きくなり始める(5.4) ^{*2}		
C	駅の連絡路のラッシュ時で極めて混雑した状態(4.5-5.0) ^{*3}	4～5.25	1～2
	エレベータ内の満員状態(4.0-4.5) ^{*3}		
D	劇場での満員状態(3.5-4.0) ^{*3}	2.75～4	2～3
	ラッシュ時のオフィス街路(2.5-3.0) ^{*3}		
E	街路等で普通の歩行ができる(1.5-2.0) ^{*3}	1.5～2.75	3～4
F	街路で前の人を追い越せる状態(1.0-1.5) ^{*3}	～1.5	4
	街路で普通に混まずに歩ける(0.5-1.0) ^{*3}		

中央防災会議

「首都直下地震避難対策等専門調査会」資料（内閣府）

帰宅困難とは

◆ 満員電車状態の道路に滞在する時間が3時間を超える帰宅者の割合

(12:00発災・晴れ・橋梁通過可・火災あり)

□ 23区出発者 約31%

□ 都心3区出発者 約38%



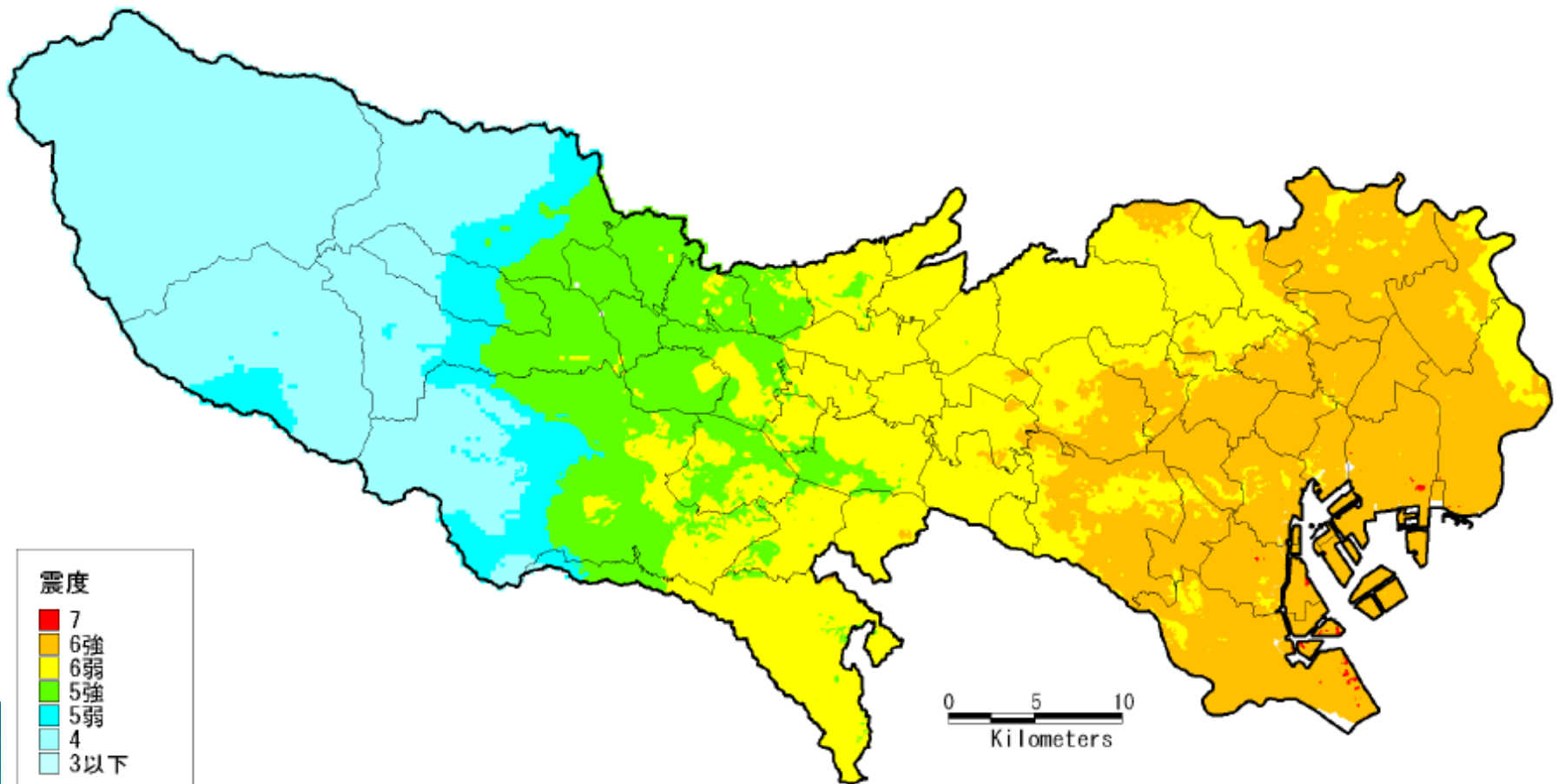
◆ 丸の内から和光市(21km)の帰宅時間

□ 5時間 ⇒ 15時間

□ うち9時間は満員電車状態に滞在

首都直下地震の被害想定

東京湾北部地震(M7.3)における震度分布図



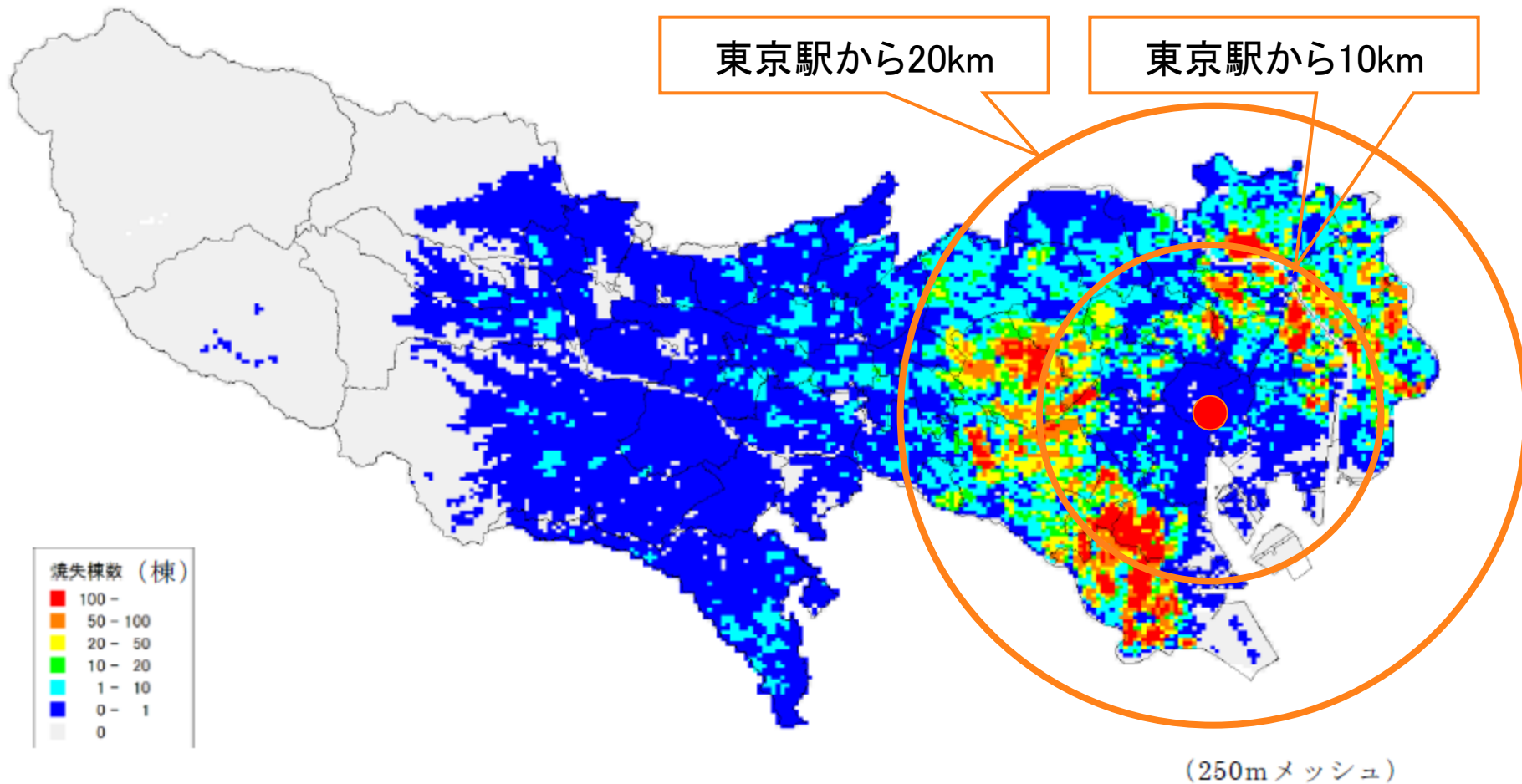
首都直下地震の被害想定

(M7.3)冬の午後6時・風速8m／秒

人的 被害	死者	揺れ	約 5600人
		火災	約 4100人
		計	約 9700人
	負傷者	揺れ	約 12万9900人
		火災	約 1万7700人
		計 (うち重傷者)	約 14万7600人 (約 2万1900人)
物的 被害	建物 被害	揺れ	約 11万6200棟
		火災	約 18万8100棟
		計	約 30万4300棟
避難者の発生			約 339万人
帰宅困難者			約 517万人

首都直下地震の被害想定

東京湾北部地震（M7.3）における焼失棟数分布（冬18時・風速8m/s）



帰宅困難者対策の検討

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

① 構成メンバー（35団体）

- ・内閣府及び関係省庁
- ・東京都
- ・首都圏自治体
- ・経団連
- ・東商
- ・通信・鉄道・放送等事業者団体等

② 経緯

平成23年9月 協議会設立

平成24年9月 最終報告

③ 後継組織の連絡調整会議で残った課題の検討等

東京都帰宅困難者対策条例

◆ 施行

平成25年4月1日施行

◆ 主な内容

1. 一斉帰宅抑制

2. 安否確認手段の周知

3. 一時滞在施設の確保

4. 帰宅支援

事業者の責務

公の責務

東京都帰宅困難者対策条例

1. 一斉帰宅抑制 ＜事業者の責務＞

① 従業員の3日分の備蓄

- 従業員の安全確保のため事業所内に留めるために、3日分の水、食料毛布等の備蓄

- 都では、事業者に対して、来社中の顧客など外部の帰宅困難者のために、10%程度の量を余分に備蓄するよう呼びかけています。

備蓄の目安

区分	備蓄量(一人あたり)	例
水※	➤ 1日3リットル、計9リットル	・ ペットボトル入り飲料水
主食※	➤ 1日3食、計9食	・ アルファ化米 ・ クラッカー ・ 乾パン ・ カップ麺
毛布	➤ 1枚	・ 毛布やそれに類する保温シート
その他品目	➤ 物資ごとに必要量を算定	・ 簡易トイレ ・ 衛生用品(トイレットペーパー等) ・ 敷物(ビニールシート等) ・ 携帯ラジオ ・ 懐中電灯 ・ 乾電池 ・ 救急医療薬品類

※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

東京都帰宅困難者対策条例

1. 一斉帰宅抑制 ＜事業者の責務＞

② 施設の安全確保

- 従業員が事業所内に安全に待機できるように

- 建物の耐震化
- オフィス家具の転倒・落下・移動防止
- ガラスの飛散防止 等

万全な対策をお願いします。

東京都帰宅困難者対策条例

1. 一斉帰宅抑制 ＜事業者の責務＞

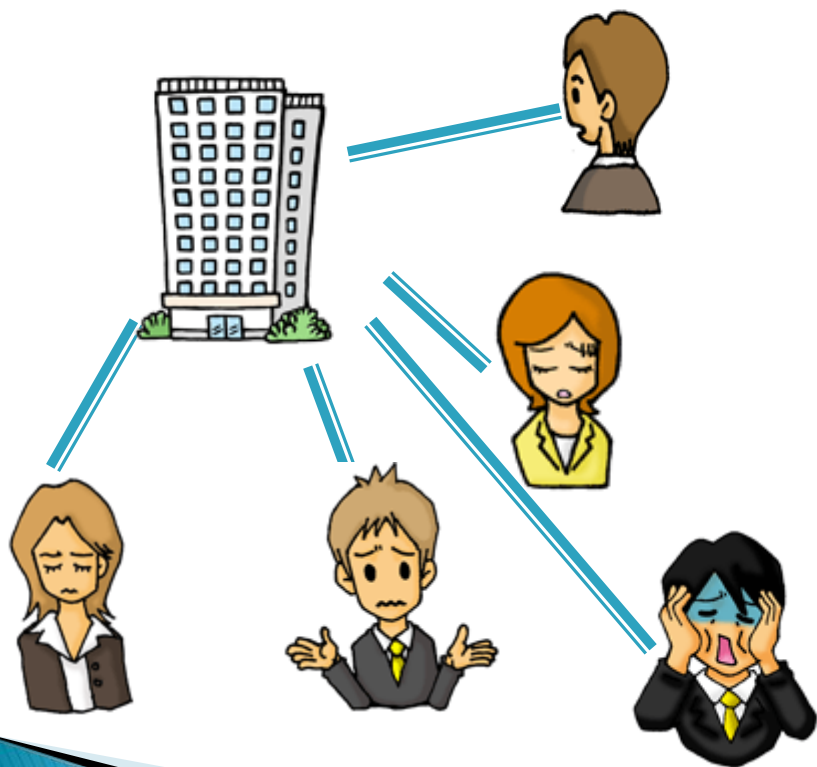
③ 集客施設や駅における利用者保護・ 学校における学生等安全確保

- 利用者保護に関する計画策定と従業員への周知
- 利用者の誘導などの手段
- 災害時要配慮者への対応

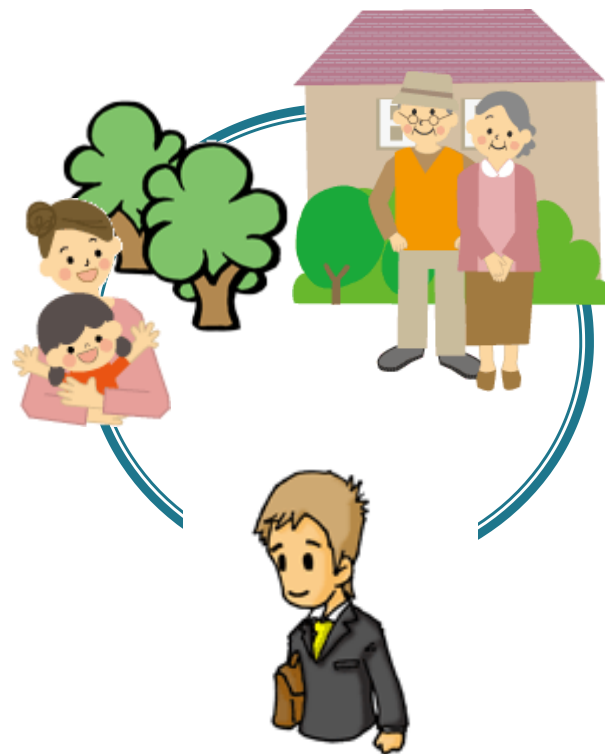
東京都帰宅困難者対策条例

2. 安否確認手段の周知 <事業者の責務>

事業者と従業員間



従業員と家族



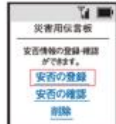
東京都帰宅困難者対策条例

2. 安否確認手段の周知 ＜事業者の責務＞ 災害用伝言サービス

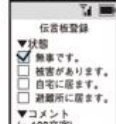
○災害用伝言サービス

携帯電話から安否情報を登録・確認できます。(スマートフォンでも可)

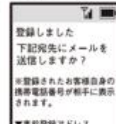
1 [安否登録]を選択
10件まで登録
できます。



2 [状態]を選択。
任意で100文字
以内のコメント
を入力した後
登録を押します。



3 登録完了。
設定したアドレス
に登録内容を通知
する場合は、送信
を押します。



九都県市で使い方を説明
したリーフレットを配布
しています。



安否情報の一括検索

○安否情報まとめて検索「J-anpi」(<http://anpi.jp/top>)

「電話番号」または「氏名」を入力することで、各社の災害用伝言板および報道機関、企業・団体が提供する安否情報を対象に一括で検索し、結果をまとめて確認することができます。



J-anpi 安否情報まとめて検索	
安否情報検索結果	
以下の条件での検索結果を表示しています。 4件の安否情報に一致しました。	
電話番号: 03-1234-****	絞り込む条件を覚えて検索する → 検索/表示
登録日時	2012-01-03 15:00:00
お名前	あんぴ 1234
登録情報	私は無事です。勤務先の○○中学校に避難しています。
情報元	NTT災害用伝言板
登録日時	2012-01-02 21:00:00
お名前	安否 一郎
登録情報	家まで戻れず、○○病院に避難しています。
情報元	○○病院
登録日時	2012-01-01 23:00:00
お名前	あんぴ しゅう
登録情報	私は無事です。今日は職場に出勤します。
情報元	NTT日本 NTT西日本(災害用伝言板web017)
登録日時	2012-01-01 18:00:00
お名前	あんぴ たろう
登録情報	無事です。避難場所に入ります。心配は先に無事です。2人で△△小学校に避難しました。父兄と連絡が取れません。
情報元	NTT日本 NTT西日本(災害用伝言板web017)

東京都帰宅困難者対策条例

3. 一時滞在施設の確保

□ 一時滞在施設とは・・・

行き場のない帰宅困難者を原則3日間受け入れる施設

- 施設の安全を確認後、行き場のない帰宅困難者を受け入れ
- 水、食料、ブランケットなどの支援物資を配布
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を実施
- 周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を実施

▶ 都立施設200か所、約7万人分の一時滞在施設を確保
一時滞在施設へのご協力をお願いします！

東京都帰宅困難者対策条例

3. 一時滞在施設の確保

□ 都の支援策

行き場のない帰宅困難者(約92万人)を受け入れる一時滞在施設の整備を促進

- 帰宅困難者を受け入れる施設に対して備蓄費用を補助
- 防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免
- 発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度創設を国に要求
- 一時滞在施設開設アドバイザーによる運営支援
- 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議による関係機関との協議の継続

東京都帰宅困難者対策条例

3. 一時滞在施設の確保

● もし帰宅困難者になったら・・・

- 一時滞在施設は「共助」の取り組みです
- 施設の管理者の指示に従ってください
- 施設の運営に協力してください

東京都帰宅困難者対策条例

4. 帰宅支援

□ 帰宅支援ステーションの充実

- 都内に**10,145**店舗(**35**団体)【平成26年12月現在】
- サービス内容
 - 水道水、トイレの提供
 - 地図等による道路情報の提供
 - ラジオ等で知り得た通行可能な道路情報の提供など



徒歩帰宅訓練の様子
(平成24年2月3日 帰宅困難者対策訓練)

□ 災害時要配慮者の搬送

- 障害者や高齢者、妊婦の方等を対象に今後、搬送マニュアルを策定

問い合わせ先一覧

問い合わせ内容	担当部門	連絡先・URL
都の帰宅困難者対策全般 (条例、実施計画等)	東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2485
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会に関すること (各種ガイドライン等)	東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2485
事業所防災計画	東京消防庁予防部防火管理課	03-3212-2111 (代表)
家具類の転倒・落下・移動防止対策	東京消防庁防災部震災対策課	03-3212-2111 (代表)
ヘルプカード	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課	03-5320-4144
一時滞在施設の協定	東京都総務局総合防災部防災管理課 (内容をお聞きした上で、関係の区市町村の防災担当部門をご紹介します。)	03-5388-2529
東京都駐車場条例	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5321-1111 内線30-630

○帰宅困難者対策ハンドブック(都防災HPよりダウンロードできます！)

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/bousai/1000031/1000939.html>

○東京都総務局総合防災部連絡先：事業調整担当課長 森永

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎 11階南

電話 (03)5321-1111